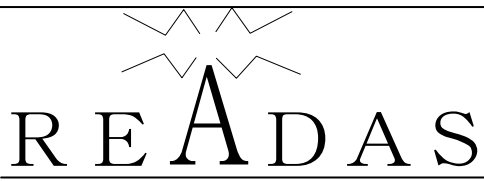


第 4992 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月29日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 交際費課税の改正

Q：接待飲食費の取扱いが変わったとか。どのようになったのですか？

A：平成26年4月1日開始事業年度から取扱いが改正になっています。

【解説】

接待交際費は、法人税では、原則として損金不算入とされており、特例的に中小法人について、年600万円（定額控除限度額）に達するまでの金額の10%相当額と定額控除限度額を超える部分の金額の合計額を損金に算入しないとされていました。

これが、平成25年4月1日以後に開始する事業年度から、定額控除限度額が年600万円から年800万円に引き上げられるとともに、定額控除限度額に達するまでの金額の10%相当額の損金不算入措置が廃止されました。

これによって、中小法人（事業年度終了の日における資本金の額等が1億円以下（一定の法人の完全支配関係にある子法人を除く）の法人）については、年800万円までの交際費等は、損金に算入されることとなります。

また、同様に消費の拡大を図る観点から、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から、交際費等のうち「接待飲食費」の50%相当額が損金に算入されることとなりました。

なお、中小法人については、この接待飲食費の50%相当額と年800万円の定額控除限度額といずれか有利な方を選択できることとなっています。

